



③道路の狭あい化による交通事故誘発の危険性。

## 2 接道に関する主張について

法第42条第2項ただし書は、崖地に沿う道路は「その境界線から道の側に水平距離4メートルの線を境界線とみなす」としているが、本件処分においては4メートル後退を行っておらず、同条項に反する。

法第42条第3項には、「土地の状況に因りやむを得ない場合には」、4メートルではなく、「別にその水平距離を指定することができる」とあるが、本件に関して、「土地の状況に因りやむを得ない」状況は全く確認できない。

崖地から4メートルの後退を行わないのであれば、現況道路境界線を順守すべきと考えるが、本件では現況の道路形態と公図の道路境界線にずれが生じていることに乗じて、実際には後退ではなく道路へ前進している。

道路のセットバックを検討する際、中心後退か片寄せのいずれとするか審議を求めることができるが、これは災害時等を想定した道路拡幅の目的の下行われるものであり、道路審議によって「現況道路を狭めても構わない」というお墨付きを与える趣旨ではなく、法第42条第2項及び第3項が曲解されている。

本件処分は、「特定行政庁が指定した幅員4メートル未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。」(法第42条第5項)に反する。

## 3 法第1条に関する主張について

本件処分は、法第1条（建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする）に反する。

## 第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、弁明書、弁明書(2)のとおりであるが、その要旨は次のとおりである。

### 1 接道に関する主張について

法第42条第2項の道路は、現況の中心から2メートル後退した位置をみなし道路としているので、法上適法と判断した。

### 2 審査請求の利益について

本件建築工事が完了し、検査済証が交付されたこと（乙第1号証）により、本件処分の取消しを求める訴えの利益が消滅した。

### 第3 口頭審査の不実施

法第94条第3項は、「建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人・・・の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない」と定めている。

しかしながら、同条同項において行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、公開による口頭審査という厳格な手続を採用したのは、審査請求の理由の有無を判断するに当たって、その審査手続の適正と当事者の権利利益の保護を図ったものと解されるから、審査請求が法定の期間経過後になされたものであるとき等不適法なものであってその補正のできないことが明らかな場合には、公開による口頭審査という厳格な手続を経ることなく、審査請求を却下できると解するのが相当である(名古屋高裁昭和59年12月26日判決等参照)。

これを本件審査請求についてみると、後述のとおり、本件建築工事はすでに完了しており、検査済証の交付もなされている(乙第1号証)。よって、本件処分の取消しに係る請求について、審査請求人において、その審査請求の利益は失われたというべきであるから、本件審査請求が不適法なものであってその補正ができないことは明らかである。

したがって、本件審査請求について、口頭審査は実施しないものとした。

### 第4 当審査会の判断

#### 1 建築確認処分の取消しに係る審査請求の利益について

建築確認に係る法第6条第1項、同条第8項、工事の完了及び検査済証の交付に係る法第7条第1項ないし第3項、違反是正命令等に係る法第9条第1項等の法の一連の規定に照らせば、建築確認は、法第6条第1項の建築物の建築等の工事が着手される前に、当該建築物の計画が法第6条第1項の建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合していることを公権的に判断する行為であって、それを受けなければ右工事をすることができないという法的効果が付与されており、建築基準関係規定に違反する建築物の出現を未然に防止することを目的にしたものということができる。

しかしながら、右工事が完了した後における建築主事等の検査は、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを基準と

し、同じく特定行政庁の違反是正命令は、当該建築物及びその敷地が法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しているかどうかを基準とし、いずれも当該建築物及びその敷地が建築確認に係る計画どおりのものであるかどうかを基準とするものでない上、違反是正命令を発するかどうかは、特定行政庁の裁量にゆだねられているから、建築確認の存在は、検査済証の交付を拒否し又は違反是正命令を発する上において法的障害となるものではなく、また、たとえ建築確認が違法であるとして判決で取り消されたとしても、検査済証の交付を拒否し又は違反是正命令を発すべき法的拘束力が生ずるものではない。

したがって、建築確認は、それを受けなければ右工事を行うことができないという法的効果を付与されているにすぎないものというべきであるから、当該工事が完了した場合においては、建築確認の取消しを求める審査請求の利益は失われ、審査請求は不適法となるというべきである（最高裁昭和59年10月26日判決参照）。

そこで、本件についてこれをみると、処分庁は、平成29年3月3日、法第7条の2第4項に基づく完了検査を実施して、本件処分に係る建築工事の完了を確認し、同月9日には検査済証を交付している（乙第1号証）。

したがって、本件処分の取消しに係る請求については、審査請求人において、その審査請求の利益は失われたというべきであり、不適法といわざるを得ない。

- 2 以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであるから、その余について判断するまでもなく、行審法第45条第1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成29年4月21日

横浜市建築審査会  
会長 大久保 博

#### 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に国土交通大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。